（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第一号中「の規定」を「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）の規定」に、「同号」を「所得税法第百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び」を削り、「同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の三第一項、第十条の五第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第十一条の五第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第七項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第十三条第五項各号中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第十三条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

第十七条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第七項」を「第六十六条の七第八項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第十七条の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項及び第十八条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十八条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第十八条の八第七項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第十八条の九第二項及び第十九条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号チ及び第二号ヘ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項及び第二十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十六条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の五第一項中「まで」を削る。

第二十六条の八第一項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の九第二項及び第二十七条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十八条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十九条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」を削る。

第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十条の二第一項及び第四十条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十条の四中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条の三、第四十一条の四、第四十三条の二第一項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条第一項並びに第五十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項」を削り、同項第十一号から第十三号までを削り、同項第十三号の二を同項第十一号とし、同項第十三号の三を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　通算子法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

十五　内国法人　法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

十六　通算親法人　法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

十六の二　通算法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

十六の三　通算完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十六の四　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第二条第三項第三十四号から第三十六号までを削る。

第八条第二項中「もの（租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第十七条第一項中「及び第五十九条第二項及び第三項」に、「第五十九条第二項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は」を「第五十九条第二項中「規定する政令で定める事実」とあるのは「規定する政令で定める事実若しくは」に、「と、同項第三号中」を「と、」に、「以下この号において同じ。）又は」を「第三号及び次項において同じ。）又は」に、「以下この号において同じ。）」を「同号及び次項において同じ。）」と、同項第一号及び第二号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」と、同条第三項中「準ずる政令で定める事実」とあるのは「準ずる政令で定める事実又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実」と、同